



監督署の窓

交通事故と保険の話

業務中や通勤災害の交通事故については、これまで何度も本誌で取り上げられたと思います。最近も4月号で「労災保険と自動車保険、どちらがお得？」という記事が掲載されましたが、これら保険の取扱いについて監督署の窓口では依然として問題が発生し、頭を悩ませられております。

仕事中や通勤で交通事故にあった場合、労災保険と自動車保険のどちらにも請求できますが、両方から同じ名目の損害に



ついて支給されることはありません。労災保険を選択した場合は、被害者に労災支給した後、過失割合に応じて労働局が相手の自動車保険へ被害者に代わって賠償額を請求することになります。これを求償といえます。

一般的に、労災保険を優先した方がよい場合とは、当方の全面過失や過失割合が多い場合、相手加害者が自賠責保険にしか加入していなかったり、無保険の場合など、自動車保険から十分な補償金

額を受けられないと予想されるケースです。

逆に、相手側の全面過失や、当方に多少の過失があっても被害が少額で自賠責保険の支払限度額120万円におさまってしまふ場合などは、休業損害や慰謝料を自動車保険に請求した方が有利です。このケースでは、自動車保険から日額の全額が初日より支払われ、しかも、労災へ休業特別支給金を請求することも可能です。しかしながら、複数の保険に請求するのが煩わしいのか、みすみす不利な取扱いをしている例もみられます。

最近では、過失割合に関係なく保険金額の範囲内で実損払いする人身傷害保険に加入されている方が増えています。この保険は自分自身や同乗者が人身事故にあった場合、損害額全額の補償を受けられ、しかも相手と揉め

たりして示談交渉が終わっていない状態でも支払われるため、とても頼もしい保険です。

ただし、自動車保険の説明書をよく読んでいただくとうかがいますが、人身傷害保険は労災保険から既に給付の決定した金額や支払われた金額を差し引いて支払うこととなつていきます。したがって、この保険を使用する場合は労災保険を先行しなければならぬのに、両方から二重に受け取ってしまう、あとでトラブルとなる例を時々見ます。

話は変わりますが、保険加入の義務づけられている自動車と違って問題となるのが自転車の事故です。この場合、労災保険を優先し加害者に求償するのが一般的です。加害者にとっては、高額な療養費になったりすると、

なんらかの保険にかかっていなければ費用負担が大変になります。子供や学生が加害者のケースでは、窓口等で求償の話をするのが気の毒に思うこともあります。もし、不幸にして自転車で事故を起こした場合、個人賠償責任保険等に加入していないか調べてください。忘れていることも多いのですが、長期総合保険や住宅総合保険等に付加されていることも多いので、チェックが必要です。また、通学に自転車を利用していらっしゃる高校生の場合、学校を通じて損害保険をかけているかもしれません。

いろいろ述べましたが、いくら保険に加入しているても交通事故に遭わないのが一番です。慎重な運転をお願いします。

名古屋北監督署のダイヤルイン

労災保険係(労災課)

052-961-8655